

平成31年1月31日

平塚市監査委員 高梨 秀美  
同 井澤 郁人  
同 須藤 量久  
同 吉野 和美

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

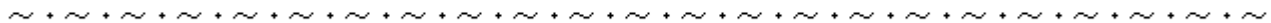
#### 記

- 1 監査実施対象施設  
平塚市福祉会館、平塚市南部福祉会館
- 2 監査実施日  
平成30年10月24日
- 3 監査結果の公表日  
平成30年11月29日（平塚市監査委員公表第20号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容  
対象施設：平塚市福祉会館  
所管課：福祉部福祉総務課

監査の結果	措置の内容
(指摘事項) (1) 所管課において、指定管理料の支払いが年度協定書に定める期限を過ぎていたので年度協定書の定めを守られたい。	(1) 指摘事項については、年度協定書の定める期限までに指定管理料を支払います。 今後、年度協定書の内容を遵守し、適切に事務処理をします。
(2) 指定管理業務事業報告書及び決算書について、自主事業の一部が指定管理事業として報告されており指定管理事業と自主事業の会計区分が明確になっていなかったため、所管課においては指定管理者に対して適正な管理を指導するとともに十分な点検をされたい。	(2) 指摘事項については、指定管理者に対し、指定管理事業と自主事業の会計を明確に分けるよう指導いたしました。 今後、指定管理事業と自主事業が明確に区分されているか等十分な点検を行います。



<p>にもかかわらず、口頭での手続きにより実施していたものがあったので、契約書及び平塚市契約規則に基づき事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p>	<p>今回指摘のありました業務の一部の再委託については、契約内容に基づき、書面による手続きを速やかに実施しました。</p>
---	---



- 1 監査実施対象課  
選挙管理委員会事務局
- 2 監査実施日  
平成30年11月29日
- 3 監査結果の公表日  
平成30年11月29日（平塚市監査委員公表第22号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(要望事項)</p> <p>(1) 本市の投票率は、全国的な課題である若年層への意識啓発を行うなど、その向上を図っているものの低い状況にあるので、現在の業務を改めて確認し、公正かつ正確な選挙の執行と併せて投票率向上のための方策を検討されたい。</p>	<p>(1) 投票の利便性及び投票率向上のため、平成31年4月執行の統一地方選挙から、期日前投票所を1か所増設いたします。また、通勤、通学のため駅を利用する有権者や駅南側にお住まいの有権者の利便性向上のため、駅周辺施設への期日前投票所の設置について、施設管理者と協議してまいります。</p> <p>さらに、若年層有権者の投票率向上のため、引き続き、教育委員会や高等学校等と連携し、選挙出前授業や模擬投票を実施するなど、政治や選挙に関心をもってもらう啓発活動を継続してまいります。</p>

以 上